

〇〇町発達障害理解条例（案）

「のに」を理解し、「なんで」と言わない条例

（目的）第1条

この条例は、広く町民が発達障害について理解することによって、発達障害を抱える人および発達凸凹などの特性や個性に不安を抱える人などが安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

（町の役割）第2条

〇〇町（以下「町」という）は、町民と協力し、発達障害の理解を広めるための活動に努めるものとする。

（町民の役割）第3条

町民は、発達障害に対する理解に努める。また、発達障害に対する理解を促進するための活動に主体的に取り組むとともに、町、関連事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（理解の指針）第4条

発達障害を理解するために、私たちは次の三つの指針を掲げる。

（1）発達障害とは、その人の特性に社会的な不適応が重なって生じるものであり、不適応を生じさせないような環境づくりが求められる。

（2）発達障害とは、「〇〇はできるのに〇〇はできない」といった凸凹の特徴を持つものであり、その「のに」を理解することを第一歩とする。

（3）発達障害に対して、「なんで出来ないんだ」とか、「なんでそういうことをするんだ」といった「なんで」の叱責は不適切であることを理解する。

（町づくりの指針）第5条

発達障害のみならず、生きづらさを抱える人にとって必要なのは次の二つである。

（1）周囲の理解

（2）本人の適応力

この二つを向上させることが、すべての町民にとっての「安心して暮らせるまちづくり」となる。町および町民はそのための支援を協働で行うものとする。